

スポーツイベント支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 スポーツイベント支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱（平成24年4月19日府政冲第149号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 スポーツイベントが持つ集客効果・経済効果は、沖縄観光の推進に寄与することから、スポーツイベント事業への支援を通して、スポーツツーリズムの推進を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、経費及び補助率は、別表に掲げるところによる。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助限度額)

第4条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く）は、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第8条 補助事業者は、補助対象事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく産業財産権届出書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、申請取下げ書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、事業の遂行状況について、知事から要求があった場合は、速やかに遂行状況報告書（第5号様式）を提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、実績報告について、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事は、前条の報告を受けたときは、補助事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し補助事業者に通知する。ただし、知事は、事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、第6条の規定による補助金の交付決定通知後、交付決定額の5割を限度として概算払いにより交付することができるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は当該命令がなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第 13 条 知事は、次に掲げる場合は、交付決定の全部もしくは、一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係るものに関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

(1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が補助金を補助対象以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を附して、補助事業者に対該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は前項の返還を命ずる場合には、本条第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前項の返還については、前条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第 14 条 補助事業者は、第 12 条の規定に基づき補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金請求書（第 8 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 12 条第 1 項ただし書きの規定により、補助金の一部について概算払いを受けようとする場合においては、補助金概算払請求書（第 9 号様式）を知事に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第 15 条 補助事業者は、補助対象経費（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳（第 10 号様式）を備え、管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 11 条に定める報告書に取得財産等明細表（第 11 号様式）を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第 12 号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

第 17 条 補助事業者は、補助対象事業実施中及び終了後一定期間内に、補助対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、収益状況報告書（第 13 号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の経理)

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに交付対象事業等を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(補助事業の全部又は一部中止等)

第 19 条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業を中止又は廃止する場合には、知事に事業中止（廃止）承認申請書（第 14 号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延の届出)

第 20 条 補助事業者は、補助事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合には、速やかに事業遅延報告書（第 15 号様式）により知事に報告を行い、その指示を受けること。

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、令和9年3月31日限りでその効力を失う。ただし、第8条、第12条第2項から第14条及び第16条から第19条の規定については、この要綱の失効後も、なお、その効力を有する。

附 則（令和2年9月25日文化観光スポーツ部長決裁）

- 1 この要綱は、令和2年9月25日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を次のように改正する。
別表「（3）オンライン等スポーツイベント開催支援」及び「（4）スポーツイベント感染症対策支援」を削る。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日文化観光スポーツ部長決裁）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。